姫路市産業振興施策のご紹介

商業支援メニュー編

がんばる商店街を応援します！

事業名		事業内容	補助率	補助限度額
イベント事業		商店街の売り出しを中心としたイベント	10%[20%※]	100万円 [200万円※]
		にぎわい創出を目的としたイベント	20%[40%※]	
イメージアップ事業		・タペストリー、シャッターアート等の統一感を表現する装飾事業 ・マップやパンフレット、ホームページ(外国語も含む)作成等の商店街を紹介する事業	20%[40%※]	30万円 [60万円※]
自主的研修支援事業		セミナー開催や組合員等の研修調査事業	50%	20万円
公共的施設事業	(新設)	カラー舗装	40%	2,500万円
		アーケード、街路灯、休憩所、共同トイレ、駐車場、駐輪場、緑化施設	20%	2,500万円
		防犯カメラ監視システム	20%	100万円
	(改修)	アーケード、街路灯、休憩所、共同トイレ、駐車場、駐輪場、緑化施設	(査定事業費−50万円)×20%	1,000万円
		カラー舗装(商店街全域または車道と交差する全ての箇所の全面)	40%	1,000万円
	(撤去)	共同施設(アーケード、街路灯、共同トイレ)	1／3	500万円
共同施設等事業	(新設)	統一看板、共同案内板、放送施設、アーチ	10%	300万円
	(撤去)	統一看板、共同案内板、放送施設、アーチ	1／3	500万円
省エネ照明設置事業		商店街が所有するアーケード、街路灯、統一看板等の既存の照明器具を省エネ照明(LED等)へ切り替える事業	50%	250万円
活力あるまちなか商店街づくり促進事業(空き店舗対策)		地域住民の生活利便を支援する事業 (高齢者に対する宅配･給食サービス等)	店舗等賃借料、内装設備工事費、広報費の1／4 (2年以内)	1年目:150万円 2年目: 75万円

※ 複数の団体が連携して実施する場合

高度化事業計画の認定

商店街振興組合等が、

①商店街整備計画　③共同店舗等整備計画
②店舗集団化計画　④商店街整備等支援計画

を市に提出し、認定を受けると次のメリットがあります。

- 中小商業活力向上補助金（中小企業庁）の認定要件の緩和（一部）
- 中小企業高度化資金貸付金の無利子化
- 普通、無担保、特別小口保険について限度額別枠等の特例適用

問い合わせ
姫路市産業振興課
〒670-8501　姫路市安田四丁目1番地
☎079(221)2522